

韓国知的財産ニュース 2017年3月前期

(No. 338)

発行年月日：2017年3月16日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許審判院、審判便覧の改訂版を発行 (2017. 3. 2)
- 2-2 特許庁、ASEANとの知財権協力を拡大 (2017. 3. 2)
- 2-3 特許審判院、産業財産権判例評釈公募展を開催 (2017. 3. 6)
- 2-4 2017年大学創意発明大会を開催 (2017. 3. 8)
- 2-5 特許庁、知財分野の非正常の正常化事業を推進 (2017. 3. 9)
- 2-6 特許庁、知財情報活用に向けた取り組みを実施 (2017. 3. 10)
- 2-7 韓 - フィリピン知財権協力を拡大 (2017. 3. 13)
- 2-8 特許庁「特許行政モニター団」を発足 (2017. 3. 14)
- 2-9 特許庁・KOTRA「漫画で読む知財権生存記」を発行 (2017. 3. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標分野で目立つ女性の活躍 (2017. 3. 8)

その他一般

- 5-1 欧州特許庁、特許出願ランキングを発表 (2017. 3. 7)
- 5-2 企業の7割、「特許紛争時に社外の弁理士を選択」 (2017. 3. 7)
- 5-3 特許ハブ国家推進委、「知財部・知財秘書官」新設を提案 (2017. 3. 9)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許審判院、審判便覧の改訂版を発行

韓国特許庁(2017.3.2.)

特許審判院は、特許取消申請制度など改正された法令や判例などを反映し、「審判便覧」を改訂・発行した。

審判便覧は、審判業務を担当する職員のための審判実務の参考書であり、当事者や代理人に審判手続きの進行と処理基準を示す手引書だ。

今回の審判便覧は12番目の改訂版で、2014年7月以降の特許法、商標法の改正事項と審判実務、審理に反映しなければならない主要判例を盛り込んだ。

特に、3月から施行される特許取消申請制度の手続き、方式・実体審理方法を規定し、制度の円滑な運営に重点を置いたと審判院は説明した。

特許取消申請制度とは、誰でも登録公告後6ヵ月までの間、出願前に公開された刊行物によって簡単に発明することができるという理由から特許登録取消を求めることができる制度である。

同一特許に対する複数の取消申請がある場合は、申請期間が経過した後、まとめて一度に審理することを原則とし、取消理由があれば取消理由を通知して特許権者に意見書の提出や訂正請求の機会を与えるようにするなど、公衆審査の趣旨を生かした。

その他にも、不使用取消審判の請求人の適格と審決の効力、権利範囲確認審判の指定商品別の請求など、商標法の改正事項と大法院の最新の判例10件余りを反映した。

改訂された審判便覧は、特許審判院のホームページ(www.kipo.go.kr/ipt)からダウンロードできる。

キム・ヨンホ特許審判院長は「審判便覧は、単に審判官のためのものではなく、審判の専門性と公正性を担保する指針だ」とし、「改訂された審判便覧を基に審判品質を高め、審理基準を一貫して確立することで信頼できる特許審判院になれるように努力する」と述べた。

2-2 特許庁、ASEAN との知財権協力を拡大

韓国特許庁(2017.3.2)

韓国特許庁は、今年から ASEAN+1 という形で特許庁長官会合を推進するなど、ASEAN 10 カ国との知財権分野における協力を重点的に拡大していく計画を明らかにした。

その一環として、特許庁は 2 月 16 日、ラオス・ビエンチャンで ASEAN+1 の局長級会合を開き、韓国企業の出願に対する優先審査や執行取り締まりの情報共有、知財権法律・教育のコンサルティングなど、多様な協力分野を提示した。

ASEAN 側も韓国の知財権と経済発展の経験・ノウハウの共有を強く希望しており、特に教育訓練、知財権活用策、知財権に対する認識向上キャンペーンなどについて高い関心を示した。

双方は、今後の協力体制の構築に向け、知財権分野の包括的協力に関する了解覚書を年内に締結し、韓国と ASEAN の特許庁長官会合を定期的を開催することで合意した。

ASEAN は 2015 年末、アジアの EU を目指してアセアン経済共同体(AEC)を発足させた後、人口世界 3 位、GDP 2 位、商品貿易規模 4 位の巨大な単一市場を形成し、ポストチャイナとして成長しつつある。また、ASEAN は中国に続き、2 番目の貿易及び投資対象国で、韓国人が最も多く訪れる観光地(1 位、584 万人)となる。

最近の韓流ブームに支えられ、この地域に化粧品や携帯電話、電子製品などにおいて韓国企業の進出が相次いでおり、ASEAN 主要国の市場シェア(インドネシア・ベトナム・フィリピン・タイ)は 2010 年の 6.4%から 2014 年の 7.6%に上昇し、韓国商品の人気が高

まっている。

しかし、ASEAN の国には国際出願に関する基本的な協定にまだ加入していない国も多数あり、韓国企業の知財権保護に向けたインフラの構築など、協力の強化が切に求められる状況である。

特許庁のパク・ソングン産業財産保護協力局長は「ASEAN+1 の知財権協力は、この地域に進出する韓国企業の知財権保護の強化に効率的なチャンネルになるとみられる」と見込んだ。

2-3 特許審判院、産業財産権判例評釈公募展を開催

韓国特許庁(2017.3.6.)

特許審判院が主催し、大韓弁理士会が後援する「第12回産業財産権判例評釈公募展」を3月6日(月)から9月29日(金)まで開催すると明らかにした。

今回の公募展は、産業財産権に関する判例を研究して審査・審判品質の向上を図るとともに、特許・商標分野の審査及び審判基準の確立や産業財産権政策の策定などに参考とするために実施される。

公募展のテーマは指定課題で、商標分野では、登録商標が使用による識別力を取得した先使用サービス標と類似していると判断した判例(2013ホ3074)、複数に発音される外国標章のうち、一つの呼称と類似した標章を非類似と判断した判例(2015ホ5432)だ。

特許分野では、特許要件判断段階と特許侵害判断段階における発明範囲の確定基準に関する判例(2013フ1726)、権利範囲確認審判で被請求人の対応がない場合、確認の利益に関する判例(2014フ2849)を指定した。

自由課題では応募者が自由に判例を指定することができる。

受賞作については、9月29日の締め切り後、外部専門家による1次評価と審議委員会による2次評価によって最終的に優秀作6本を決定して11月中旬頃に発表し、12月初めに授賞を行う予定だ。

受賞作については、賞金*が授与されるだけでなく、判例評釈優秀論文集として発行され、全国のロースクールなどの主要機関に配布する計画であり、特許審判院のホームページ「名誉の殿堂」にも登録される。

*最優秀賞受賞者(1人)には産業通商資源部長官賞と賞金2百万ウォンを、優秀賞受賞者(2人)には特許庁長賞と賞金1百万ウォンを、奨励賞受賞者(3人)には特許庁長賞と賞金50万ウォンを授与

公募展への参加を希望する人は、特許審判院のホームページ(www.kipo.go.kr/ipt)から判例評釈の作成フォームなどをダウンロードして「30ページ」以内に作成し、9月29日(金)までに電子メール(leeyh1014@korea.kr)にて提出しなければならない。

2-4 2017年大学創意発明大会を開催

韓国特許庁(2017.3.8.)

特許庁と韓国科学技術団体総連合会が主催し、韓国発明振興会が主管する「2017年大学創意発明大会」(以下「大会」)の受付が3月9日(木)から4月13日(木)まで行なわれ、11月9日(木)に授賞式と展示会が開かれる予定だ。

本大会は、大学(院)生のクリエイティブなアイデアを掘り出し、知的財産教育を通じて特許出願及び事業化過程を直接体験できる発明大会であって「自由部門」と「公募部門」に分かれる。

「自由部門」は、周辺の特定の問題を解決できる斬新な発明アイデアを提出し、競争する部門だ。卒業作品や論文なども提出可能であり、創意性を認められたアイデアについては、知的財産教育やコンサルティングを通じて提案者自らがアイデアを発展させ修正案を作り、最終的に審査を受けることになる。

「公募部門」は、企業側が斬新なアイデアを必要とする課題を出題すると、参加者がその課題を解決できる発明アイデアを提出する部門だ。優秀な発明については、LS産電などの参加企業でこれを商品化して生産や販売によるロイヤルティを大学(院)生に払う予定だ。

各部門で書類審査を通過した人は、休み期間中に「知的財産・サマースクール (IP-Summer School)」に参加して自分のアイデアを知的財産権に仕上げていくプロセスを経験することができる他、弁理士のコンサルティングや企業関係者のメンターリングを通じて産業現場の声を聞いて疑問を解決できる機会も与えられる。

国内大学(院)生なら誰でも個人又はチーム(3人以内)で参加することができる。参加を希望する人は3月9日(木)から4月13日(木)まで大会のホームページ (www.inventkorea.org)に提出すればよい。

一方、審査後に選定された優秀発明については、大統領賞など計47件を選抜し、今年11月9日に授賞する予定だ。

2-5 特許庁、知財分野の非正常の正常化事業を推進

韓国特許庁(2017.3.9.)

韓国特許庁は3月9日(木)午前10時30分からソウル事務所の大会議室にて「2017年度非正常の正常化推進協議会」を開催する。今回の協議会を通じて、昨年の非正常の正常化推進成果を振り返り、今年の推進計画と特許庁独自の推進課題について議論・確定する予定だ。

特許庁は昨年、非正常の正常化100代の政府の中心課題*のうち「政府R&D特許の個人所有や重複提出などの慣行の撲滅」と「法曹ブローカー、商標ブローカーなど専門分野における不正の撲滅」の課題について未来部、法務部などと協業して正常化活動に取り組んだ。

*国務調整室で毎年、省庁別の代表課題100個を選定・管理

このような努力の結果、昨年までに政府R&Dの結果物として個人名義で登録されている特許541件について、研究機関の名義で権利関係を正常化し、国内商標ブローカーによる出願の月平均は95.8%減少した。

*2016年の月平均は22件で、2014年の月平均524件に比べ95.8%減少

特許庁は今年も政府の中心課題のうち、上記の二つの課題を選定して正常化に向けた

努力を持続する一方で、新たに発掘された知的財産分野の非正常的な慣行を特許庁独自の課題として選定*する予定だ。

*毎年、特許庁独自で非正常的な慣行や不正などを選定して管理する課題。今年は「審査官1人当たりの特許審査処理件数の適正化」、「ソフトウェア(SW)に使用された特許技術の保護範囲の合理化」、「模倣品の流通撲滅」、「知的財産権虚偽表示の改善」、「電子出願サービス対象の拡大」、「デザイン新規性喪失例外主張期間及び時期の拡大」など、計6個

特許庁の今年の非正常の正常化課題の中で特に注目される課題は、「審査官1人当たりの特許審査処理件数の適正化」だ。韓国の特許審査官が審査する特許出願件数は、主要国の特許審査官に比べて著しく多くなっており*、このような過度な審査の量は結局特許審査品質の低下につながるというのが問題だ。特許庁はこのような異常な状況を改善するために、独自に努力しているが、問題の根本的な解決は特許審査官を大幅に増員することであるため、関係省庁と継続して協議していく予定だ。

* (韓国) 221件、(米国)73件、(日本)164件、(欧州)57件、(中国)67件

もう一つ、注目すべき非正常の正常化課題は「ソフトウェア(SW)に使用された特許技術の保護範囲の合理化」だ。現行の特許法の規定及び解析によると、特許技術が含まれているSWがCDの形で流通された場合は特許権侵害が明確であるが、オンライン上で流通された場合には特許権の侵害になるか否かが明確でない状況だ。特許庁はIT技術と相互間ネットワークを根幹とする第4次産業革命時代の本格化を受け、SWに係る知的財産の保護を正常化する必要があると判断し、同課題を文体部など関連省庁と協議して改善策をまとめる予定だ。

この他にも特許庁は、非正常の正常化課題として「模倣品の流通撲滅」、「知財権虚偽表示の改善」、「電子出願サービス対象の拡大」、「デザイン新規性喪失例外主張期間及び時期の拡大」など、計6件を選定し、改善することにした。今後も引き続き知的財産分野における非正常的な慣行を撲滅し、国民の満足度を高めるための努力を展開する予定だ。

「特許庁の非正常の正常化推進協議会」は教授、弁理士、企業関係者などからなる外部委員と特許庁所属の公務員からなる内部委員ら計15人で構成されている。知的財産分野の知識や経験が豊富な外部委員から集められた意見は、各課題の担当者に渡され、正

常化課題の選定や推進方策に積極的に反映される。

特許庁のソン・ヨンシク企画調整官は「今回の協議会を通じて、知的財産分野における非正常の正常化の推進現況と計画を点検する」とし、「今後、推進方策などに対する意見を十分に聴取した後、これを基に今年非正常の正常化の取り組みを積極的に実行していく」と述べた。

2-6 特許庁、知財情報活用に向けた取り組みを実施

韓国特許庁(2017.3.10.)

韓国特許庁は、知的財産情報に対する国民の関心を高め、創業ブームを盛り上げるために、「知財情報活用アイデアコンテスト」を開催し「知財情報分野の創業支援プログラム」を推進すると明らかにした。

今年で3回目を迎えるアイデアコンテストは、知的財産情報を利用したクリエイティブな「アイデア企画」と「サービス商品化開発」の2つの分野があり、韓国の国民なら誰でも応募することができる。

応募期間は3月10日(金)から4月30日(日)までとなり、知財情報活用サービスのホームページ(<http://plus.kipris.or.kr>)にて申し込むことができる。

受賞者には、特許庁長賞、特許情報院長賞と褒賞金が与えられ、知識財産サービス協会が主管する知財情報教育費の免除又は割引などの特典が提供される。

大賞作品には、行政自治部で主催する「第5回公共データ活用創業競進大会」の本選(7月予定)に参加できる機会が与えられる。

一方、特許庁は知財情報を活用して創業を計画する創業者予備軍又は3年以内の初期創業者に特化した「知財情報分野の創業支援プログラム」を実施する。

本プログラムは知財情報活用サービスのホームページ(<http://plus.kipris.or.kr>)を通じて3月10日(金)から4月13日(木)まで申し込みが可能だ。

受賞者(チーム)には、事業化に必要な知財データを最大3年間無償支援し、技術コン

サルティングや特許出願教育を提供する。

また、中小企業庁の創業支援専門プログラムである「スマート創作場」、「スマートベンチャー創業学校」の入校に当たり優遇(加算点付与など)を与える他、技術保証基金の創業支援プログラムである「技術経営コンサルティング」に推薦する。

*スマート創作場: アイデアを製品・サービスに具体化するために、実習型教育プラットフォームを提供(最大2千万ウォンの事業化資金を支援)

**スマートベンチャー創業学校: アプリ、SW など有望な知的サービス分野の実戦創業支援プログラムであり、事業化資金(最大1億ウォン)、開発スペース、教育、メンターリング等を提供

特許庁のキム・ミニ情報顧客支援局長は「知的財産情報サービスは産業・経済的価値が高く、潜在的波及効果が大きいだけに、特許庁は知財情報に対する国民的関心を高め、創業を促進するために努力を続ける方針だ」と述べた。

2-7 韓 - フィリピン知財権協力を拡大

韓国特許庁(2017. 3. 13.)

特許庁は、国際知的財産共有事業の一環として3月13日(月)、フィリピン・タルラック(Tarlac)州アナオ(Anao)地域にイランイラン(Ylang Ylang)ハーブオイルセンターを開設した。開所式には韓国とフィリピンの政府高官などが出席し、両国の知的財産権協力が韓国・フィリピンの関係増進に貢献することを希望すると述べた。

同開所式には、特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長、イム・ヒョンソク多者機構チーム長、韓国発明振興会のカン・チョルファン経営企画処長、フィリピンのレニーロブレド(Leni G. Robredo)副大統領、ベニグノ・アキノ(Benigno Aquino)元大統領及びスーザンヤブ(Susan A. Yap)タルラック州知事など約100人余りが参加した。

国際知的財産共有事業とは、存続期間が満了した特許を活用して最貧国・途上国の生活の困難を解決し、生活の質を高める開発途上国支援事業のことだ。

特許庁は2013年、オイルの抽出に係る技術・装備や熟練した人材が不足するフィリピ

ンアナオ地域に適正技術を開発して支援し、現地研究機関であるフィルメク (PHilMech) との協力を通じて品質が改善されたオイル抽出機の試作品を製作・普及した。また、2014年から2016年までは、韓国国際協力団 (KOICA) と韓国発明振興会の公共協力事業として10台のオイル抽出機を追加で供給・設置し、今回のハーブ・オイルセンターの開設に至ったのである。特許庁は、フィリピン・アナオ地域の住民がイランイランエッセンシャル・ハーブオイル製品を発売できるように技術やブランドに関する教育も提供してきた。

レニーロブレド副大統領は「韓国の知的財産共有事業は、伝統的に友好国である韓国との協力を示す事例となり、地域所得の増大や雇用創出、経済の活性化に大きく寄与するものと期待される」と話した。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は同日の祝辞において、「フィリピンは韓国戦争当時、戦闘部隊を派遣してくれた有難い友好国であり、今日の韓国の発展はこのような友好国や国際社会の援助があってこそのものである。これからも知的財産共有事業を通じて、韓国の発展の経験や成果を様々な途上国と共有できるよう努力したい」と強調した。

2-8 特許庁「特許行政モニター団」を発足

韓国特許庁(2017.3.14.)

国民の観点で特許行政手続きやサービスをモニタリングし、改善事項を見つけ出す特許行政モニター団が活動を本格化する。

韓国特許庁は14日13時30分、ソウル駅三洞の韓国知識財産センターにて、特許行政モニター団の発足式を開催し、計30人のモニターを委嘱した。

特許行政モニター団には、企業の特許担当者や産学協力団の知的財産権担当者、知的財産学を専攻している学生など、知財に携わっている人が参加しており、知財権手続きに係る現場の声を聴取することができるのが特徴だ。

今回のモニター団は2018年まで約2年間活動することになり、出願・登録制度、電子出願システムなど、特許行政全般にわたるモニタリング活動を行う他、特許庁政策の懸案について意見を出すなど官民のコミュニケーションの窓口の役割を担うことになる。

モニター団に参加している特許お客様相談センターの相談員のイ・ウンヘ氏は「モニタリング活動を通じて、これまで相談業務で聞いてきたお客様の声を特許庁に伝え、特許庁と顧客の間の制度や手続きに対する意見の食い違いを最小化することに貢献したい」と述べた。

また、産学協力団で知的財産権を管理しているキム・アルム氏は「手続きや制度を効果的に活用できず、知財権の出願などをためらっている学生を代弁して特許行政の改善事項について積極的な意見を述べたい」と意気込みを示した。

特許庁は、モニター団の円滑な活動をサポートするために、SNS などを通じてオンラインコミュニケーションを図るとともに特許庁の主なイベントに招待したり、懇談会を開催するなどして、活発な意見交換の場を設ける予定だ。

また、優秀活動者を選定して特許庁長賞と褒賞金を授与し、モニター団員の活発な提案を促す計画だ。

特許庁のキム・ミニ情報顧客支援局長は「特許行政の心強いパートナーである特許行政モニター団の大切な意見を政策に積極的に反映することにより、国民に一步近づいた特許行政サービスを提供できるものと期待する」と述べた。

2-9 特許庁・KOTRA「漫画で読む知財権生存記」を発行

韓国特許庁(2017. 3. 15.)

韓国飲食業界の有名フランチャイズ A 社は、グローバルブランドに跳躍するために海外進出を準備していたところ、中国の商標ブローカーにハングル・英文字商標を先取りされたことを知った。幸い A 社の場合は、独自に商標を中国語で出願しておいた状況だったが、現在までも異議申立てを進めているなど、商標権の回復に多くの時間と努力を費やしている。

上記の事例のような被害を予防するためには、海外における商標権登録が欠かせない。国内でよく知られている商標であっても進出国で登録しなければ、今後その国で使用することができなくなるだけでなく、かえって侵害者になりかねないためだ。

特許庁と KOTRA は、企業が海外に進出する場合、実際に起こりうる事例を漫画の形で

面白く構成した「漫画で読む知的財産権の生存記」というタイトルで知的財産権保護ガイドブックを発行したと明らかにした。

今回発行されるガイドブックは、海外進出の準備段階、展示会の出品段階、輸出契約段階、模倣品の流通及び特許侵害訴訟段階などにおいて頻繁に発生する事例を中心にストーリーを構成し、各段階で企業が見逃しがちなものやその対応策が分かりやすくまとめられた。

特許庁の関係者は「同ガイドブックの発行を通じて、韓国企業が現地において知財権問題に積極的に対応できるようになり、何よりも海外進出前に知財権保護の必要性を認識して被害を事前に予防できることを期待する」と話した。

同ガイドブックは、海外進出企業又は進出予定企業向けの国内外説明会に参加する企業にまず配布した後、地域知財センター、KOTRAの海外貿易館、韓国知識財産保護院、貿易協会、産業団体など関係機関を通じて配布する計画だ。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標分野で目立つ女性の活躍

韓国特許庁(2017.3.8)

女性の社会進出と経済活動が活発になり、商標出願においても女性の活躍が目立っている。

韓国特許庁が世界女性の日を迎え調査を行った調査によると、過去10年間で個人の商標出願に占める女性の商標出願の割合は次第に増加している。

*世界女性の日 (International Women's Day): 1908年、劣悪な作業場で起きた火災によって亡くなった女性を追悼するために、米国の労働者が決起した日を記念する日で、1975年から毎年3月8日と国連によって公式に指定された。

2007年に79.2%だった男性の商標出願の割合が2012年に73.5%へ、2016年には71.8%へと徐々に減少した反面、2007年に20.8%だった女性の商標出願の割合は2012年に26.5%へ、2016年には28.2%と2007年に比べて7.4ポイント増加した。

このように女性の商標出願の割合が次第に増加しているのは、女性の経済活動参加が活発になり、女性による創業も増加したことによる影響とみられる。

しかし、過去10年間を全体で見ると、個人の商標出願に占める女性出願人の割合は26%で、男性出願人の割合74%に大きく及ばない。これは、最近女性の経済活動が増加しているものの、依然として男性に比べては不足しているためとみられる。

年度別に見ると、2013年以降徐々に増加傾向にあった女性の商標出願は2015年2万2,729件から2016年に2万1,717件へと前年比4.5%減少したことが分かった。

全体の個人出願が2015年の1万8,481件から2016年の7万7,056件と5.4%減少し、男性の商標出願も2015年の5万8,752件から2016年の5万5,339件と5.8%減少したことを踏まえると、2016年の女性商標出願の減少は、経済全般にわたる景気低迷の影響を避けることができなかつたためとみられる。

商品・サービス業別に見ると、過去5年間女性の商標出願は広告業/企業管理業/卸小売業の分野が1万7,891件(15.3%)で最も多く、飲食業/宿泊業分野が1万7,740件(15.2%)、衣類/履き物などファッション用品分野が1万511件(8.6%)でその後に続いていることから、女性の商標出願は主に広告/流通業、飲食店/居酒屋/宿泊業、衣類/履き物などのファッション用品分野で活発に行われていることが分かった。

一方、年齢別に見ると、2016年時点で女性の商標出願は30代(34.1%)が最も多く、次に40代(29.5%)、20代(15.9%)、50代(15.5%)の順だった。

それに対し、男性の商標出願は40代(33.0%)、30代(29.1%)、50代(21.4%)、20代(9.8%)の順となり、女性の商標出願は男性に比べ若い層が主導している傾向を見せ、注目を集めた。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「個人の商標出願のうち、女性による商標出願の割合は男性の商標出願の割合に比べ、まだ低い状況だ」とし、「女性の活発な社会進出と経済活動への積極的参加によって女性の創業も持続的に増加すると予想されており、今後女性の商標出願の割合も増加する見通しだ」と話した。

その他一般

5-1 欧州特許庁、特許出願ランキングを発表

デジタルタイムズ(2017.3.7.)

中国企業の特許競争力は急上昇した反面、韓国主要大企業であるサムスンとLGの特許競争力は後退している。中国は、スマートフォン・家電・自動車など完成品だけでなく、半導体・ディスプレイなど部品・素材産業においても大規模な投資を行い、韓国の技術力を追撃する形となっている。

3月7日欧州特許庁によると、昨年の欧州特許庁の特許出願の順位においてフィリップスが1位を占めた。続いて2位は華為、3位はサムスン、4位はLGとなった。前年と比べると、フィリップスは1位を守ったが、サムスンとLGはそれぞれ2、3位から1段階落とした。これに対し、4位だった華為はわずか1年で順位を2段階も上げた。変化率もサムスンは2.1%減少した反面、華為は22.4%増加した。

このように華為の目覚ましい成長に支えられ、欧州特許出願の上位国においても中国は韓国を抜いた。2015年、欧州で5,721件の特許を出願して8位となった中国は、昨年24.8%増の7,150件の特許出願件数で韓国を抜いて6位に上がった。同期間、韓国は7位から8位に下がった。昨年、韓国の特許出願件数の増加率は6.5%と過去最大を記録したが、中国に比べると非常に少ない水準となる。

＜欧州特許出願の上位国＞

(単位：件)

順位	国	2016年	変化率
1	米国	40,076	-5.9%
2	ドイツ	25,086	1.1%
3	日本	21,007	-1.9%
4	フランス	10,486	-2.5%
5	スイス	7,293	2.5%
6	中国	7,150	24.8%
7	オランダ	6,889	-3.6%
8	韓国	6,825	6.5%
9	英国	5,142	1.8%
10	イタリア	4,166	4.5%
11	スウェーデン	3,555	-7.4%
12	ベルギー	2,184	7.0%
13	オーストラリア	2,040	2.6%
14	デンマーク	1,867	-2.8%

＜資料：欧州特許庁＞

ただ、サムスンとLGはコンピューター、電子機器分野で存在感を表した。サムスンはコンピューター技術で1位のマイクロソフト(MS)に続いて2位に上がった。LGは電子機器、エネルギー分野で前年より一階段上昇した3位となった。

欧州特許庁のバティステリ長官は「急速に変化する政治的・経済的状況の下、欧州での特許保護に向けた世界各国の企業の需要は着実に増えつつある。アジア諸国の出願の成長ぶりが印象的だ」と話した。

パク・スルギ記者 seul@dt.co.kr

5-2 企業の7割、「特許紛争時に社外の弁理士を選択」

電子新聞(2017.3.7.)

国内企業10社のうち7社は、特許紛争の発生時に社外の弁理士を最も必要としていることが分かった。回答した企業77.1%が「弁理士が当該特許・技術を最もよく理解しているため」と答えた。

「特許紛争は外部の弁理士に」68.6%

IPノミックスが特許を出願(申請)・登録した経験のある企業300社の特許業務担当者を対象に実施した「国内の知的財産権制度の改善に向けたアンケート調査」によると、特許紛争の際、業務委任の対象が「社外の弁理士」と答えた企業は68.6%、「社外の弁護士」という回答は31.4%だった。

昨年、特許紛争を経験した500人以上の大手企業はいずれも(100%)紛争を社外の弁理士に委任したと答えた。中小企業(50~99人)が75%で後に続いた。外部の弁理士に委任する割合が最も低い50人未満の小企業も半分以上が業務を社外弁理士に委任した。その他に100~299人の中小・中堅企業は66.7%、300~499人の中堅企業は61.5%だった。

◇外部の弁理士を選択する理由「専門性のため」

外部の弁護士の代わりに弁理士を選んだ理由として「弁理士が当該技術及び特許を最もよく理解しているため」という回答が77.1%で最も多い。また「弁護士が技術全般に対する認識が不足しているため」という理由も22.9%を占めた。

企業は、特許紛争の発生時に特許・技術への理解と専門分野を主に考慮することが分かった。調査結果によると、企業は特許紛争業務を委任する場合、「専門分野」を最優先に考慮(39.2%)し、業務経歴(31.4%)も重視すると答えた。過去の特許訴訟業務の結果を考慮するという回答も17.6%を占めた。

500人以上の大企業と50人未満の小企業は専門分野を最も重視しており、中小企業(50~99人)と中小・中堅企業(100~299人)では業務経歴を考慮するという回答が多かった。

◇満足度「社外弁理士-社外弁護士の順」

特許紛争の代理人の満足度(5点満点)では「社外弁理士」が3.49点で1位だ。「社外

弁護士」は 2.49 点で 2 位となった。次に「社内弁護士」(2.12 点)と「社内法務チーム・特許部門(弁理士・弁護士を含む)」(2.02 点)の順となった。

「社外弁理士」に対する満足度について従事者の規模別に見ると、中小企業(50~99 人)が 4.5 点で最も高く、300 人以上 499 人以下の企業が 4 点だった。大企業では、社内弁護士の満足度(2.43 点)が社外弁理士(2.29 点)を上回った。50 人未満の企業でも社外弁護士に対する満足度(3.5 点)が社外弁理士(3.25 点)より高いことが明らかになった。

この他に、特許担当部署がなく、外部の専門家に依存する企業であるほど社外弁理士に対する満足度が高い。これから特許専門部署を強化し難い企業の外部弁理士への満足度は 4.05 点を記録した。

今回のアンケート調査は、昨年 12 月から 30 日間企業 300 社の特許担当者を対象にオンライン上で実施された。信頼水準 95%、最大許容誤差は±5.66%p

シン・ミョンジン記者 mjshin@etnews.com

5-3 特許ハブ国家推進委、「知財部・知財秘書官」新設を提案

電子新聞(2017.3.9.)

「知的財産部と知的財産秘書官を新設しなければならなりません」

複数の省庁に分散されている知的財産政策を国レベルで総括するコントロールタワーを設立し、第 4 次産業革命に備えようという主張だ。大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会(以下、特許ハブ国家推進委、共同代表チョン・ガプユン議員、ウォン・ヘヨン議員・イ・グァンヒョン教授)が国会交渉団体の政策委員会に提言した政策である。

特許ハブ国家推進委は 3 月 9 日、ソウル汝矣島ヨイドにある国会議員会館で与野党 4 党の政策委員会の関係者を招待し、知的財産政策を提案した。産業財産権(特許など)と著作権などの知的財産権を総括する知的財産部と大統領府知的財産秘書官のポストを新設しようという内容が柱である。



3月9日、ソウル汝矣島国会議員会館で開かれた「知的財産政策発表会及び伝達式」で、与野党3党の政策委員会の関係者と世界特許(IP)ハブ国家推進委員会の関係者が政策提案書を渡した後、記念撮影をしている。(左から)チェ・ドンギョ特許庁長、キム・サンフン『自由韓国党』政策委首席副議長、チョ・ベスク『国民の党』政策委議長、チョン・ガプユン無所属議員、ホン・イクピョ『共に民主党』政策委首席副議長、ウォン・ヘヨン『共に民主党』議員、イ・グァンヒョン KAIST 教授、パク・ジンハ世界特許(IP)ハブ国家推進委員会運営委員

イ・グァンヒョン KAIST 教授は「第4次産業革命時代を迎え、特許庁と国家知識財産委員会、文化体育観光部の著作権政策局などを統合した知的財産部を新設し、国家政策のコントロールタワー機能を強化する必要がある。米ホワイトハウスの知的財産執行調整官や日本首相直属の知的財産戦略本部のように大統領府知的財産秘書官を設け、政策の総括・執行調整機能を任せなければならない」と述べた。また、「懲罰的損害賠償制度を導入して特許侵害の予防機能を強化し、審査品質を強化して53%の特許無効率を下げなければならない」と付け加えた。

1. 知的財産ガバナンス

知的財産部の新設

- 特許庁、国家知識財産委員会、著作権政策局（文化体育観光部）を統合し、**知的財産政策のコントロールタワー**としての機能を強化



知的財産秘書官の新設

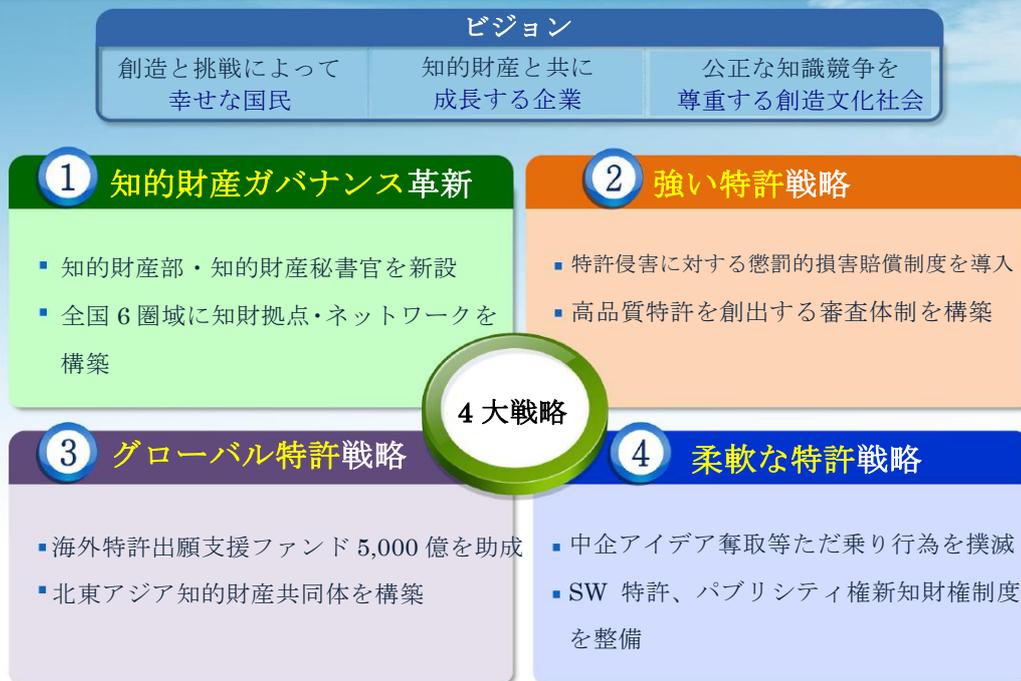
- 大統領の **IP 政策のサポート** 及び **IP 政策の総括・執行調整** 機能を遂行
- (米国) ホワイトハウス所属「知的財産執行調整官」
- (日本) 首相直属「知的財産戦略本部」

10/14

資料: 知的財産 (IP) 政策提案集 (大韓民国世界特許 (IP) ハブ国家推進委員会)

特許ハブ国家推進委が提示した戦略は、具体的に知的財産ガバナンス革新(知財部新設)、強い特許(懲罰的損害賠償制度の導入)、グローバル特許(北東アジア知的財産共同体の構築)、柔軟な特許(中小企業のアイデア奪取の撲滅)など4つである。政策提案には、この他にも中小企業とのベンチャー生態系の構築、文化界・芸術界における著作権の保護強化などが含まれている。

第4次産業革命のグローバルリーダーとして跳躍



9/14

資料:知的財産(IP)政策提案集(大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会)

ホン・イクピョ『共に民主党』の政策委首席副議長は「特許庁が扱う産業技術と文化体育観光部が扱う文化芸術著作権などを総括する政策部署が必要だ」という意見に共感する。提案の内容を検討し、国の経済政策に反映するよう努力する」と話した。

キム・サンフン『自由韓国党』政策委首席副議長は「アイデアを保有している中小・中堅企業が活動できる環境を作るよう、与野党が協力する」と話した。

チョ・ベスク『国民の党』政策委議長は「過去に比べ知的財産を権利として認め尊重する風土が強くなりつつあるが、依然として大企業・中小企業の間で技術・デザインの奪取が発生しており、国レベルで知的財産の保護に努めなければならない。政策提案の内容をしっかりと受け入れ、立法として反映することを約束する」と述べた。

この日の発表会には、3党の政策委員会の関係者など100人余りが出席した。『正しい政党』の関係者は出席しなかった。

特許ハブ国家推進委は、韓国をグローバルな特許訴訟・取引の中心地にすることを目

指して 2014 年に発足した団体である。与野党の国会議員 57 人と行政・司法部・民間専門家 103 人が参加している知的財産専門家集団だ。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム